

特集 「不思議」を楽しむ——江戸のメディアと俗信——【論文】

江戸の七不思議変遷考

横山 泰子*

目次

- 1 「七不思議」という言葉について
- 2 近世の七不思議
—— 諏訪・越後の七不思議と江戸 ——
- 3 七不思議の成立と変遷の過程について
- 4 江戸の七不思議 —— 下町の怪・本所と深川 ——
- 5 江戸の七不思議 —— 山の手の怪・麻布 ——
おわりに

キーワード 七不思議 諏訪 越後 本所 深川 麻布

人間の理性で解釈できないとみなされた出来事、不思議な現象を七つ集めて「七不思議」と呼び慣わす傾向・習慣は、日本には古くからある。近世の江戸では、「本所七不思議」「麻布七不思議」「番町七不思議」などの七不思議が有名であり、近代においても東京の伝説として知られていた。両国に住んだ芥川龍之介は、「僕は『お竹倉』の中を歩きながら、『おいてき堀』や『片葉の芦』はどこかこのあたりにあるものと信じない訳には行かなかった」と、「本所両国」の中で書いているが、御竹倉と呼ばれた幕府の御蔵跡に江戸東京博物館が建てられていることを思えば、江戸七不思議も非常に身近に思えてくる。

しかし、この「七不思議」が具体的にどのように生成され、変容していったかの過程については、資料が少ないこともあって具体的に検証した研究をみない。本稿では、江戸の七不思議を考えるうえでの基本的な問題提起を行い、その成立と変遷の過程について考察してみたい。

1 「七不思議」という言葉について

「ナナフシギ」は、いうまでもなく「七つの不可思議」を意味する。7という数についてだ

* 元当館専門研究員・現法政大学助教授

が、飯泉六郎氏は「数に対する神秘観」が人間にあることをまず前提としながら、奇数が尊ばれる中国の伝統に影響された日本でも、7を神聖視する発想があるのではないかと考えた²⁾。郡司正勝氏は、数への神秘観という点で飯泉説と共通するものの、基本的に7を凶数とし、様々な事例を挙げて説明している³⁾。7が吉凶どちらであるかはともかくとして、人間界の論理を超えた非日常的な数であるとは言えそうである。ちなみに「フシギ」は仏教語「不可思議」の略語である。

超自然的な現象七つを「ナナフシギ」と呼ぶ名称の用例は、幸若舞の『敦盛』「天王寺と申すは、聖徳太子の御願なり。七不思議の有様、劫は経るとも尽きすまじ」⁴⁾（下線筆者、以下同）などが挙げられる。また、「ナナフシギ」なる言葉は使わなくとも、超自然的な出来事を七つとりまとめる発想は、中世に既に見られる。徳田和夫氏によれば、例えば『経覚私要鈔』（宝徳2年・1450）3月24日条に汗をかく大仏や猿を猪が食い殺すなどの怪異七つが挙げられており、『親長卿記』（明応2年・1493）11月5日条にも同様の記録がある⁵⁾。近世以前に「ナナフシギ」という言葉と、それが指し示される事象・観念がともに成立していたと考えられよう。

2 近世の七不思議—— 諏訪・越後の七不思議と江戸 ——

近世の七不思議については、江戸の七不思議の前に、諏訪と越後の七不思議について考えておきたい。鈴木重三氏は「信濃国諏訪七不思議はわが国では古いものとされているが、著名なものは越後の七不思議、江戸本所の七不思議などで、近世文芸・浮世絵にはこの両者が関係をもつ⁶⁾」と述べている。諏訪七不思議は、正徳6年（1716）の『本朝怪談故事』巻四に「諏訪ノ七不測⁷⁾」として記録されており、天明3年（1783）以後の刊行とされる草双紙『西行法師一代記』でも言及されるなど、古くから知られていたことが明らかである⁸⁾。

越後七不思議については、その中でも有名な如法寺村の燃火や草生水（石油）が、安永3年（1774）の『本朝奇跡談』にも扱われている⁹⁾。この書の文脈では七不思議の一としての位置づけはなされていない。この奇談が七不思議の中に組み込まれているのは橘南谿の『東遊記』（寛政7年・1795）においてである。

七不思議 越後国弥彦の駅より、南に入る事五里にて、三條といふ所あり、甚繁華の地なり、此三條の南壺里に如法寺村といふ所あり、此村に自然と地中より火もえ出る家二軒あり、百姓庄右衛門といふ者の家に出る火もつとも大なり、三尺四方程の囲炉裏の西の角にふるき挽臼を居ゑたり、其挽臼の穴に箒の柄程の竹を一尺余に切りてさし込有り、其竹の口へ常の火をともして触るれば、忽ち竹の中より火出て、右の竹の先にともる、又強く吹消せば即きゆるなり、其火常の燈火の如し、長さ壺尺ばかり、ふときは竹の筒程にて、たとへば二三百目の蠟燭をともせる如く、光明甚だ強し、此火有るゆゑに庄右衛門家にはむかしより油火は不用、家内隅々までも昼の如し、挽臼に差込置たる竹を続けば、其火何

方迄も行きけるともなり、されど水の如く前後左右へわかれては不出、只一方のみなり、外へ気の洩れざるやうに、竹を續ぎて導けば、遠くまでも及ぶなり、陰火なるべしやと疑ひて、懷中に有りし印矩を取出し、件の火に近けしに、常の火の如く印矩少しやけこげたり、帰京の日のもの語の種にやけ残りし印矩持帰れり、其昔はいつのころより出せしと尋ぬるに、正保二年酉三月此家にてふいごを吹しとあり、其時ふと地中より出しこのかた¹⁰⁾今天明六年丙午の年に至り、百四十二年の間一日も絶ることなく出るなり

南谿は他にも、七不思議として当地でいい伝えられているものを挙げている。如法寺村の地中の火、臭水くさうづの油、鎌鼬、波の題目、逆様竹、八ツ房の梅、三度栗、繋ぎ櫃、七つ坊主八つ滝で、合計すると九不思議となっている。南谿はこの地中の火や臭水のように自分自身が実見した事柄については詳しく書きつつ、古跡のみが残ったもの、検証しかねるものについては簡単な記述にとどめ、「大抵方俗のいひ伝へにして委敷は弁しがたし」としている。また、『東遊記』後編（寛政9年・1797）では諏訪七不思議についてもふれ、その中の一つ「塔影」を実見したことも記す。

宮田登氏は、こうした田舎の奇談の情報が都市に流れ、江戸周辺の不思議に対して関心がよせられるようになるのが、江戸の七不思議の成立の端緒であると見る。「七不思議をしきりに話題にしたのは、十八世紀中葉過ぎてからのことで、江戸の知識人たちが、江戸を離れた諸国の七不思議を奇事異聞の情報として記録した。ところが七不思議は、何も遠隔の異郷の地にあるのではなく、江戸という大都市空間の中にも形成されていることが気づかれ出し」、麻布や本所など江戸の近郊での不思議が注目され、七不思議としてまとめられるようになったと考察している¹¹⁾。寛政3年の甲斐国の七奇と、寛政11年の江戸馬喰町の七奇について記す曲亭馬琴の『兎園小説』（文政8年・1825）では、その前文に

あやしき事のかきなれるを、俗に七不思議といふなるは、越後よりおこれるにや。彼地には、くさうづ、土中の火、三度栗など、他郷にはなき奇しき事の七つまであればなり。そは只越後に限れるのみ。一時怪異のなゝつまでかさなる事のあるべしやはと、かねては思ひおきてたりしに、寛政のあはひに至りて、予が視聴を経たるものふたゝびまでありければ、けふのまとるの草紙料にかきしるすこと左の如し¹²⁾。

と書かれ、越後七不思議が、江戸近辺の七不思議に先立つと考えられている。馬琴は「怪異が七つまで重なること」に驚き、それが記録に値すると考えている。つまり、一つ二つ程度のあやしい事ならばともかく、七つも起こるのが越後の特徴であり、甲斐国にしても江戸馬喰町にしても同年同所で不思議が複数起こることに驚嘆しているのである。馬琴の記す七不思議の内容は、天水桶で水死した子供や、三日月井戸をめぐる争いなど、人間関係のちょっと変わったことまでを七不思議に入れているところが、現代人の感覚からすれば面白い点である¹³⁾。

このように江戸近辺での七不思議が注目されるようになったが、7種のまとめかたは人によって多様であった。石塚豊芥子の『街談文々集要』の文化4年（1807）の項をみると、「怪七

不思議」としてその年起こった不思議を7条挙げている。

- 一 文化四丁卯六月十五日、二本榎氷川大明神、隔年に祭礼有り、今年御祭り後、御輿堂の梁落、御輿をみぢんニなしけるよし。
 - 一 千住近辺ニ、蝶々の合戦あり、殊の外騒ぎけるト云々。
 - 一 此頃西の方ニ、彗星出づる、上ノ方へ江光り少しさして、誠の事共思われず、俗ニ云、ほふき星の類ひなりト云々。
 - 一 一石橋の橋杭ハ、嫩の檜ニ而作りしにや、一面ニ芽を吹、若葉を出す。
 - 一 麻布魚籃八幡宮ト云社有り、此度普請出来、影まつりあつて、殊の外賑わひける、其翌日社の大棟落しとかや、其日風もなく、其上近頃普請出来ありしと、諸人あやしみける、尤祭礼当日ニあらば怪我人もあるべきニ、仕合と翌日にありしは、古今稀代の珍事といふべし。
 - 一 扱又上総浦江、異国船夥數相見江候由、専ら沙汰致せし所、其内帆影も相見へ不申とかや、是吹流されて見へずなりしかト云々。
 - 一 九月三日酉の刻、東北より南江光り物飛ぶ、大サ鞠のごとく、一面ハツト明るくなりたり、其光り青みを帯て、陽火とも見得ず、殊の外高く見へたり、星ならんかト云々¹⁴⁾
- これは不思議現象の起こった場所は千住や麻布など色々で、「江戸七不思議」とも言いがたい。

同地域の七不思議とはまた異なる採択基準があったことがわかる。

不思議な事件を七つ採択するにあたって、その事件が起こった地域でくくるか、年でくくるか、あるいは両者ともでくくるかによって、七不思議は随分と違った様相を呈する。しかし、いずれにしても文化文政期頃、諏訪や越後の七不思議のみならず、江戸およびその近郊の不思議現象が、多様な採択基準によって七不思議としてまとめられる傾向を認めてもよからうと思う。

3 七不思議の成立と変遷の過程について

そもそも七不思議伝承はいかに成立をみるのであろうか。図式的ではあるが、七不思議の成立と変遷のプロセスを以下のように仮定してみた。

A 超自然的な現象が個々に「不思議」と認識されて話題となるが、七つにまとめられる以前の段階

ある現象が人の興味をひき、江戸の人々の話題にのぼったとしても、それが単発で語られているうちは「七不思議」とは認識されない。七不思議成立の前段階として、一つ一つの不思議がバラバラな状態で世間話の話題となったり、随筆などに書き記される段階をまず考えておくべきであろう。

B 「不思議」とされた事柄が、場所や時期などの観点から、7種にまとめられる段階

Aの状態にある不思議な事象の中から、7種を選んでまとめる傾向が出てくる段階である。その時、何を不思議として採択するかのばらつきが予想される。編者の考えや世相によって不思議と見なす事柄が変転する可能性があり、必ずしも7種が一致をみないからである。¹⁵⁾越後七不思議は『東遊記』では既に7種類以上の不思議が集められていたが、文化9年(1812)の『北越奇談』巻之二(橘崑崙茂世作・柳亭種彦校・葛飾北斎画)では、これまでに七不思議に数えられた事柄を20以上集めつつ、考証を試み、新七不思議を選定している。¹⁶⁾こういった作業を経て不思議として妥当性のある7ヶ条が整理されていくことになると思われる。

C 七不思議の内容がある程度固まり、芸術作品等を通じてより広く社会に認知される段階

七不思議が文学や絵画の素材となり、メディアを通じてより広く社会に認知される時、七不思議伝承は成立過程の最終段階を迎えると言うことができよう。越後七不思議は、鶴屋南北の合巻『怪談岩倉万之丞』(歌川国貞画 文政11年・1828)で話題にしているほか、墨川亭雪麿も合巻『七奇越後砂子』(国安・他画 天保4年・1833)で扱っている。ただし、この作品は題名にあるほど七不思議を前面に押し出してはおらず、如法寺村の燃える土の風俗が挿絵に取り上げられてはいるものの筋にはほとんど関係がない。しかし、文学化や絵画化は、ある程度内容が整えられた七不思議の情報が、さらに広く社会に伝播される契機となるので、新たな段階としてとらえられるべきであろうと思う。¹⁸⁾

D 七不思議が伝説として位置づけられるが、内容が過去のものとなり、神秘性を喪失する段階

七不思議の伝説が整備され、記録や作品にとどめられるが、あくまで伝説としての存在形態になり、不思議についての世間話という性格がなくなった衰退期。ある時代、ある社会で不思議とみなされた事柄も、時代を経るうちに説明可能となって不思議とは感じられなくなったり、その現象自体が消滅するなど、内容が古くなることもある。その一方で記録の蓄積がすすみ、過去の伝説として性格を変えて保存される段階が考えられる。

以上は単純なモデル図式であり、可逆的な要素、過渡的な状態も考えねばならない。七不思議はもともと、口承文芸の世界のものである。江戸の七不思議の中で、D段階までいかにうちに消滅してしまったり、当時たまたま記録はされたが忘却されてしまったものは恐らく膨大にあると思われる。「寛政七奇」「文化四年怪七不思議」は七不思議として後世まで伝えられた形跡がない。時間で規定される七不思議は、内容が一過性で、後世に検証できないものが多く、時間が経つにつれて話題とならなくなったのではないか。それに比べ、空間的に規定された七不思議は、特定の場所を訪問すれば話題にできるために語りつがれやすく、民間伝承としての普遍性を獲得していったのではないだろうか。

4 江戸の七不思議——下町の怪・本所と深川——

宮田氏によれば、江戸七不思議の発生した地点は、都市住民が川や橋、坂によって周縁・境界性を認識する場であったという。七不思議の資料を確認した本所・深川は江戸中心部からみて川向こうであり、麻布・番町は台地の端という周縁的な場所である。下町と山の手では不思議の性格が異なるので、便宜的に分けて考察する。

本所七不思議も何を七つとるか異説があるが、片葉の芦と置いてけ堀は大抵どの説も入れられる核となる不思議で、ともに水辺の怪である。前者は享保17年(1732)の『江戸砂子』に「片葉の芦 駒とめの小溝の芦なり。風の吹まはしゆへか、此所のあし片葉也と云。よつて小溝も片葉堀とわたくしに云¹⁹⁾」と書かれている。また、置いてけ堀(水の中から釣人に獲物をおいていけという声がする)については、天明7年(1787)刊の黄表紙『亀山人家 妖』(朋誠堂喜三二作・北尾重政画)が取り上げている。黄表紙の原稿依頼をうけた作者喜三二が構想にいきづまり、化物種で書こうということとなる。岡持は友人と置いてけ堀に釣りに出かける。釣りをしていると「岡持を置いてけ」という声がするので、魚籠として使った岡持を置いていこうとする。友人たちは喜三二(狂歌名・手柄岡持)を置いて行けという意味ではないかと、彼を残していくところにおかしみがある。

『江戸砂子』や『亀山人家妖』の表現から、片葉の芦や置いてけ堀の話が天明期に独立したものとして語られていたことがわかるが、七不思議に数えられていたかは不明である。「本所七不思議」の言葉が確認されるのは、松浦静山の随筆『甲子夜話続編』巻四十六においてであった。

予が荘のあたり、夜に入れば時として遠方に鼓声きこゆることあり。世にこれを本荘七不思議の一と称して、人も往々知る所なり。因て其鼓声をしるべに其堀に到れば、又移て他所に聞ゆ。世が荘にては辰巳に当る遠方にて時として鳴ることあり。この七月八日の夜、邸の南方に聞へしが、驟に近くなりて邸中にて撃かと思ふばかり也しが、忽ち又転じて未申の方に遠ざかり、其音かすかに成しが、頓て殊に近く邸内にて鳴らす如なり。予は几に対して字を書しるしが、侍婢など懼れて立騒ゆゑ、若くは狡兎が所為かと人を出して見せ使しに、近所なる割下水迄は其声を尋て行たれど、鼓打景色もなく、又其辺に問ても、誰も其夜は鼓を撃つことも無しと答へたり。其音は世の宮寺などに有る太鼓の、面の径り一尺五六寸ばかりなるが、表の革はしめり、裏革は破れたる者の音の如く、又は戸板などを撲てば、調子よくドンドンと鳴ることあり。其声の如く、拍子は、始終ドンツク〜ドンドンドンツク〜とばかりにて、此二つの拍子、或は高く或は卑く聞ゆ。何の所為なるか。狐狸のわざにもある歟²⁰⁾

本所在住の静山は、「狸の馬鹿囃子」として知られる怪異について、自らの経験を記している。これは、近くにも遠くにも聞こえる太鼓のような怪音のことで、狸の仕業ではないかと考えら

れていた。静山は他の不思議について記していないが、この不思議を「本^(ママ) 七不思議の一」とするのが、当時一般化していたと書いている。怪音は『甲子夜話』三篇卷六十でも再び言及しているので、よほど心にかかっていたのであろう。静山が『甲子夜話』を記した文政の頃には、本所七不思議が過渡的な状態ではありながら、七つまとめられつつあったのではないかと思われる。また、この段階では、静山も怪音を説明できず、ただ不思議としてとらえている。不思議が不思議としての意味を持っていた段階とも言えよう。

前掲『七奇越後砂子』や『北雪美談時代鏡』が出て、越後七不思議の合巻化の影響であろうか、本所七不思議もまた、2代柳亭種彦(笠亭仙果)によって作品化された。すなわち合巻『七不思議葛飾譚』(2代国貞画 元治2～明治2年 未完)である。その第四篇発端ではこう書かれている。

所謂本所の七不思議は○片葉の芦○おいていけ堀○埋蔵の溝○足洗ひ屋舗○送り挑燈○赤豆婆○あかりなしの蕎麦屋なり しかるに一説には片葉の芦とおいていけ堀の外は皆異にて 馬鹿囃し○三つ目橋の火○姥の足跡○姥が蔵○なかね茅蛸を算入たれば必七事と決りたるにもあらず 越後人崑崙橋氏の北越奇談に越後国の七奇も異説區々にて。通計二十四奇ありといはれたるに等しかるべし

本編元来戯作なれば七奇といへど八奇も九奇も便宜に随採用る風説のみにて棄たるもあり 口絵に牝狸の化たるを挙たるも馬鹿囃しをも採るゆゑなり

ここで言う本所七不思議が、片葉の芦と置いていけ堀の他相当異同があり、現在では一部内容がわからなくなっていることがわかる。

物語は、六角柏之介、正室荻の方、側女真萩の三角関係に乗じて六角家のお家騒動が展開する筋と、柏之介家臣同士の敵討の筋が複雑にからまっている。多賀柵次郎は本所の珍物として、片側にしか葉が茂らない「片葉の芦」を柏之介に献上し、それにまつわる物語を語る(図1参照)。その物語とは、「牛嶋村の入江の駒止石のほとり、牛嶋の百姓猛三が醜い妻荻生を嫌い、美しい娘お駒と密会する。荻生は夫に見捨てられ、貧苦に苦しみ、ますます嫉妬に狂う。荻生はお駒を殺そうと待ち受ける。お駒は石(駒止石)につまづく。猛三はお駒を助けるため、荻生の左手足を切り放して殺害し、川に捨てる。荻生の怨念が残り、その近辺の芦は片葉となった。お駒は病死、猛三は出家する」というもの。それを聞いた伊庭弓之丞は、片葉の芦現象を自然科学的に解釈し、柵次郎を批判する。植物の異形を女性の怨みで説明づける怪談の発想と、合理的な解釈を志向する自然科学的発想との対立がここにみられる。この事件をきっかけに柵次郎は弓之丞を憎んで殺し、弓之丞の妹が仇討を試みるという筋である。片葉の芦が事件のそもその発端となっているが、あとは脇役的な登場人物が折にふれて七不思議に関与する。²¹⁾

弓之丞的な考えは明治期になると、より一般化する。文明開化の風潮により、従来怪異とされた現象を科学的に説明し、迷信として排除する動きが起こった。迷信退治の推進者であった井上円了は、明治29年(1896)の妖怪学講義において、七不思議(越後、遠州、諏訪、足摺で



図1 「七不思議葛飾譚」東北大学附属図書館狩野文庫蔵

江戸近郊を含まない) について「七不思議は古代に於てこそ不思議なれ、今日にありては一も不思議とするに足らず、皆物理的の道理によりて説明せらるるものなり」と断言し、「而して其道理は三尺の童子も尚ほ知る所なれば、余は唯々其名称のみを此に掲記することゝなせり²²⁾」と簡単に説明を終えている。この頃、七不思議は子供でも不思議とは思わないと言われる状況となっていた。

江戸七不思議の記憶も、明治期には曖昧化がすすんでいった。平出鏗二郎の『東京風俗志』(明治34年・1901) 上之巻では、「本所に七不思議あり、一に馬鹿太鼓、二においてけ堀、三に片葉の芦、四に天井の足洗、五に二つ提燈、六に云々と、今おいてけ堀の名を空しく留むるのみ。もと是れ按ずれば決して不思議にあらず、世人の所謂不思議は、思ひ議られざるにあらず、思ひ議らざるにあり。概していはゞ怪物話は日を追うて廃れぬ²³⁾」と書かれている。

現在過去の風俗の記録保存を旨とする雑誌『風俗画報』(明治41年11月)は、不思議の名称のみならず内容を記しているのを見ておきたい。

昔より本所に七不思議ありといふことは。人の皆知る所なれども。其の七数は何々なりやといふに至ては。今日其の地の者さへ悉くは之を知るものなし。適々中村銓之助君記者

の為に本所亀澤町寿徳庵といへる菓子舗に於て販売せる七不思議自慢せんべいといへる七枚の煎餅を寄せらる。即ち其の表面に彼の七不思議の略画を現はしたるものなり。此に據りて七不思議といふは何々なりといふことを知り得たり。乃ち聞ける所を附記して。世に伝ふ。或は誤りあらむ。若し詳かなることを知り給ふ人あらば。訂正せられむことを請ふ。

- 一 置てけ堀は 太公望連の筭箸を携へて將に帰途に就かむとするや。堀中にて置てけへと連呼するものあり。而して其の途中必らず魚を失ふといふ。故に此名あり。此堀は今埋築して其の跡なしとぞ
- 二 馬鹿囃 夜半ふと眠さめて耳を敬れは。囃しの声あり。忽ち近く忽ち遠くなり。其の何れの処より起るやを詳かにせず。因て此名あり
- 三 送り提灯 夜深けて街路に出れば。必らず前方に提灯の火を認む。人進めば其の火も亦進む。故にかゝる称あり。
- 四 落葉なき椎 有名なる椎木屋敷即松浦家の旧邸地にあり。古木の椎樹にて。其の枝葉繁茂し道路を覆ふ。然れども此処に不思議なるは何時観るも一片の落葉をも見たることなしと。この木は今尚ほ存せり。
- 五 津軽家の太鼓 往昔の規律として大名の火見櫓にては板木を用うることなるに。津軽越中守の邸（緑町公園）に限り。特に太鼓を打つことを許されありし。因て不思議の一に算ふといふ。
- 六 片葉の芦 旧片葉堀（今の両国橋の南詰）に生じたるものにして。此処の芦はいかにしてか其の葉一方に生茂し。決して両方に芽生する事なし。因て其の名高かりし。
- 七 消えずの行燈 是は二八そばと題して蕎麦屋の台行燈にて。軒下に置きしもの此行燈夜半は何時見るも常に火の消えたる事なしといふ。²⁴⁾

本所七不思議は、明治40年頃には煎餅の販売に利用される程度に、地元の伝説としての位置を確立していた。また明治期には、3代歌川国輝の浮世絵「本所七不思議」で、野久知橘菫の選による足洗邸、無燈蕎麦、送提燈、送撃折、置行堀、片葉の芦、狸囃子の7種が絵画化されている（図2）。明治期においては、七不思議は記録・絵画化、商品化される一方で、一般に忘却されていった。²⁵⁾馬琴や静山らの不思議に対するスタンスからみれば、不思議としての存在意義である神秘性を失っている。それを真面目に信じ、語る人を失っていき、逆に記録すべき風俗として残ったと言うべきであろう。

明治期の七不思議については、芸能化による流布の問題も考えておかねばならない。伊藤潮花口演『深川七不思議』（浪上義三郎速記 明治33年・1900 東京三新堂 国会図書館蔵）を紹介しておく。『深川七不思議』は、最初に、「本所七不思議と云ふと古くより評判が高ふございませうが 抑も深川七不思議は中々是れも評判でございませう。けれども何うかすると知らない人がある 決して造り話してはございませう」と述べられている。発端で断っておく必要がある

ほど当時も知名度が低かったのだろう。ここでいわれる深川七不思議は、永代の落橋、十万坪の怪談、閻魔堂恨みの縄、高橋生杖、八幡山破れの障子、仙台堀血染の下駄、木場の錆鎗の7種である。独立した不思議七つを、木場の材木屋天満屋の没落と再興物語の中に、ともかくも全部はめこんでいるところに注目しておく。永代橋は文化4年8月の深川富岡八幡祭礼の折、あまりに人が出たため落下し、多数の死傷者を出した。この大惨事の原因を、『深川七不思議』では秩父の神木が材木として使われた祟りによると解釈している。本所とともに川向うとよばれた深川は水運の便のよさから、問屋や倉庫の多いところで、東部は貯木場として発展した。永代橋落橋というショッキングな事件の記憶と、深川らしい登場人物やエピソードを加えているところに特徴がある。

図2 本所七不思議之内 置行堀
すみだ郷土文化資料館蔵 墨田区立緑図書館写真提供

5 江戸の七不思議 —— 山の手の怪・麻布 ——

山の手の七不思議としては麻布をとりあげる。麻布七不思議は、「下屋敷の多い広大な高台の大名屋敷、その辺縁と間の所々を埋める幕臣邸、さらにその隙間を埋めるような、しかし実際はより古いゆかりの町屋や近世に移された町屋、近世初期に急増した寺院などから成り立ち、なお代官支配のまま幕末まで残った百姓地も西辺などにみられた²⁶⁾」という町の性格を反映している。前掲『江戸砂子』には、麻布善福寺の本堂左の杖銀杏（親鸞上人の杖から大木に変じたという伝説。逆さ銀杏の別名がある）や、同寺近辺の鷹に似た鷹石、麻布台からくだる谷町（昔湯女風呂があったという）の記録があり²⁷⁾、これが後の七不思議に数えあげられていく。また、六本木の地名は、いつしかその由来が忘れられ、なぜ六本木と呼ばれるかが不思議とされた。

化政期の地誌『遊歴雑記』でも、「これらの地名何によりて起るにや、但しは今に土地に名たる大木にてもありやと、古老の土人にたづぬれど、濫觴を弁ふる者なし、予情思ふに麻布の此辺には、上杉、栃木、高木、青木、片桐、一柳等の諸侯の下やしき中やしき六軒まで集ひあるが故に、六軒の苗字をかたどりて、六本木といふもしるべからず、此故に何々の樹六本あるを以て地名によぶといふ、その異木ある事なし、或は又むかし江戸六方の男達の者ども、此辺にのみ住居して意気地を立通せし故、六方気といふべかりしを、言誤りていつとなく六本木と呼来るにやしるべからず、此両説後の識者の判断を願ふのみ」と、もはやわからなくなった地名の由来が問われている。²⁸⁾ただし、残念ながら、これらの個々の事象がいつから七不思議とされるようになったかを示す資料は、現在のところ見ない。

明治期の前掲『東京風俗志』では、本所七不思議の前に麻布七不思議についても記していた。「昔麻布に七不思議あり、一に善福寺の倒れ銀杏、二に一本松のお松様、三に六本木の六本木、四に柳の井、五に東町の鷹石、六に長坂の脚気石、七に狸穴の狸蕎麦なり、今や其述をも知る者なし」。²⁹⁾麻布七不思議も詳しくはわからなくなったものとして認識されていたのである。続いて大正7年(1918)の『東都新繁昌記』(山口弧剣著)では、『東京風俗志』とは別の系統の不思議を「文明の美衣を嫌つて、動もすれば野蛮の粗服に甘んぜんとする麻布は、蝦蟇池式の怪談に富んである。狸穴の婚礼、大黒坂の猫股、我善坊の大鼠、古川の狸蕎麦、谷町の遊女屋敷、二本松の赤子、白金御殿の一本足などいふ『麻布の七不思議』は、彼の化銀杏、化椿と共に実に此の区の名物である」³⁰⁾としている。

また、昭和6年(1931)の『江戸の口碑と伝説』(佐藤隆三著、郷土研究社)や、昭和16年(1941)の『麻布区史』はともに、郷土史家中山狐村(あるいは、中村か)の説として、善福寺逆さ銀杏、六本木の地名、かなめ石、釜なし横町、狸穴の古洞、秋月の羽衣松、広尾の送囃子の七つの不思議も例示している。これらはいずれも近代以降の、七不思議忘却期の記事である。

先に速記本を紹介したが、麻布七不思議も講釈の題材とされていた。『東京風俗志』より早い明治31年(1898)刊行の講談速記本『江戸名物麻布七不思議』(松林伯知講演 浪上義三郎速記 東京三新堂 国会図書館蔵)は、全体の筋が勇者の怪物退治で、『東都新繁昌記』で挙げられた七つの不思議を全てとりこんでいる。梗概は以下のとおりである。

家康の江戸入国の際、麻布に陣を張った井伊直政のもとに、近隣の百姓が狸穴の怪物の害を訴える。井伊の家臣庵原助右衛門は、穴中の狸の宮殿で、狸の長の婚姻を見る。井伊直政は狸怪の行列を討ち取り、家康に喜ばれ、これが江戸がひらける端緒となる。狸族の忘れ形見のちに徳川家に祟りをなすことになる。6代家宣の時代、麻布狸穴には能勢豊後守が居住。怪物が出たのを、友人の勝田備後守がしとめる。災いをおそれた能勢家では、庭の穴に埋めて稲荷にまつた。穴の中で怪物に育てられた猫は、大黒坂の猫又として次々と人を殺す。内田正九郎は猫と戦うが、祟りに苦しめられる。怪猫は我善坊谷の鼠とも戦い、破れる。近所の蕎麦屋・佐兵衛が猫の死骸を埋めて、猫ではつまらないからと狸塚を作り、狸蕎麦屋として繁昌す

る。麻布谷町の旗本星野源右衛門は、吉原の花魁花衣を妻にし、毎晩遊女の格好をさせたので、谷町の遊女屋敷と呼ばれる。星野は鼠に足をくわれ死ぬ。怪猫の次は大鼠の被害がひどくなったので、正九郎は大鼠退治をおおせつかる。怪しい赤ん坊の声で評判の二本松のある松平左近の屋敷を吟味する最中、狐につきまともわれる。江戸を離れ、海賊や熱海神社の天狗退治をして戻った正九郎は、白金御殿の一本足の怪物もしとめる。我善坊谷鼠の怪異が続くので、正九郎は將軍の命令をうけ、ついに退治に成功する。

『深川七不思議』に比すれば、『麻布七不思議』は、筋の運びに無理があり、怪物退治の繰り返しで単調に思われる点は否めないが、これも武士と怪獣の長い戦いの物語に不思議を全部詰め込もうという志向性がみられる。また、狸穴の地名に端的に表現されているように、もともと獣が多く生息していた自然の豊かな所を、武士が居住地として開拓してきた近世初期の町のなりたちを背景として麻布七不思議が語られたのだと思われるが、その町の雰囲気『麻布七不思議』も反映している³¹⁾。人間の敵が狸から猫や鼠へと変化するのは、独立した猫又や大鼠の不思議を無理に関係づけたためだが、怪猫にかざれば幕末から明治にかけて流行した「百猫伝」の影響がみてとれる。

また、『麻布七不思議』の末尾には、同書の広告があり、「世の中に不思議と云ふ事は決して無い まして妖怪など云ふ物は無いと云つて井上先生などが演説されて居る 道理上無い筈だが現在見たと云ふ人が沢山に有るからあながち決して無いとも云へない 既に此の麻布七不思議などは非常に有名な怪談で在る 今之を有名なる伯知子が口演したる物なれば事實は一入明瞭に分りますれば何卒御高評を願ふ」と書かれている。井上先生とは井上円了を指し、その迷信退治に気を配りながらも、怪談を語る側の姿勢が示されている³²⁾。

おわりに

18世紀に人口100万とされた江戸は、短期間で急速に巨大化した都市であった。人間の住まない所で不思議は語られないのであって、不思議が問題にされる場所とは、そこに人間が生活し、文化や歴史が育まれる空間でもある。江戸で七不思議が語られはじめる現象は、江戸の発展、都市化と密接な関係を持っている。また、明治の近代化の影響により、七不思議は急速に、当代の噂から過去の伝説へとその性格を変えていった。江戸の七不思議の成立と変容過程について、以上の議論をまとめておく。

- 1 18世紀中葉、七不思議が各々の不思議現象として独立に語られていた前時代を経て、地方の七不思議の知識の普及を背景に、19世紀初頭頃、江戸の七不思議として語られはじめた。
- 2 七不思議は、江戸時代から既に何を採択するかで諸説あり、常に議論になっていた。
- 3 明治後期、七不思議は一般の関心を失う反面、伝説として記録保存されていった。

4 七不思議は江戸時代から絵画文学の素材となっていたが、明治の話芸でも口演されていた。

とらえにくい事象を対象としているために、詳細に考察し、実証をしていかなければならない点も多い。今後も多様な資料を検索し、七不思議成立の事情をより緻密にみていくとともに、速記本の調査もすすめ、七不思議の芸能化の問題を考察していきたい。

【註】

- 1) 芥川龍之介「本所両国」『東京日日新聞』夕刊 1927年3月連載、引用は『大東京繁昌記』下町篇、講談社、1976年、16頁。
- 2) 関敬吾編『日本人物語』5、毎日新聞社、1962年、「七不思議」の項。
- 3) 郡司正勝『和数考』白水社、1997年、「七の章」。
- 4) 『幸若舞』3、平凡社東洋文庫、1983年、94頁。
- 5) 国際日本文化研究センター共同研究「日本における怪異怪談文化の成立と変遷」での口頭発表「もの言う動物の怪異——中世の聞きなし説話、風聞巷説から——」1998年12月4日。
- 6) 鈴木重三『原色浮世絵大百科事典』第4巻、大修館書店、1981年、111頁。
- 7) 『本朝怪談故事』伝統と現代社、1978年、236～238頁。
- 8) 『江戸の絵本 一初期草双紙集成—II』国書刊行会、1987年、98頁。
- 9) 『近世紀行集成』叢書江戸文庫17、国書刊行会、1991年、76頁。
- 10) 『紀行文集』続帝国文庫、博文館、1900年、74頁。
- 11) 宮田登『都市民俗論の課題』未来社、1982年、170頁。
- 12) 『鬼園小説』『日本隨筆大成』第2期1、吉川弘文館、1973年、73頁。
- 13) 宮田登『妖怪の民俗学』岩波書店、1985年、194頁。
- 14) 『近世庶民生活史料 街談文々集要』三一書房、1993年、105頁。
宮田登氏の国際日本文化研究センター共同研究「日本における怪異怪談文化の成立と変遷」での口頭発表「江戸の妖怪フォークロア」(1998年10月30日)でのご教示による。
- 15) 前掲『原色浮世絵大百科辞典』では「七種の取り合せは、民俗的口碑ではまちまちで必ずしも一定しておらず、また現今民俗学の調査で挙げられているものと江戸期から明治初期に絵画化されたものとの間にも出入があって統一した知識を得にくい」とされている。
- 16) 『北越奇談』野島出版、1978年、37～63頁。
- 17) 『鶴屋南北全集』第5巻、三一書房、1971年、439頁。
- 18) 越後七不思議は、ほかに2代為永春水作の合巻『北雪美談時代鏡』第十編(2代国貞画 安政4年)でも扱われている。
- 19) 『江戸砂子』東京堂出版、1976年、283頁。
- 20) 『甲子夜話続編』4、平凡社東洋文庫、1980年、114頁。
- 21) すなわち小豆婆(呪術師厚木婆が本所に移り住み、小豆婆と呼ばれる)、狸の馬鹿囃子(汁粉屋蜜右衛門が死んだと思っていた妻を見て狸の仕業かと思う)、置いてけ堀(百六が水怪退治に失敗する)で、未完でもあり七つの不思議を出してはいない。何を七不思議とするかの段階でゆれがあるので、近世文芸の題材には、趣向に便利な著名現象を適宜採り用いた、と鈴木氏は書かれている。元来各々の事象に因果関係がない七不思議の事柄全てを取り上げ、一貫した筋の物語でつないでいくのはなかなか困難なのであろう。
- 22) 引用は、改訂版『妖怪学』第2巻、巧人社、1933年、525頁～533頁。
- 23) 『東京風俗志』明治百年史叢書、原書房、1968年、178頁。
- 24) 『新撰東京名所図会』風俗画報別冊、東陽堂、1908年11月。

- なお、この記事の刺激をうけ、『風俗画報』458号(1914)では、番町七不思議について記者が直接聞いて記憶していた伝説六種(城の団子老婆、御手洗の足洗、朽木の幽霊、宅間稻荷の霊験、狸囃子、番町知らず)を紹介し、「近時科学的思想の全盛はかゝる趣味的話説を軽んじて早く既に其伝説を失へり」としている。番町七不思議もまた忘却されつつあったのである。
- 25) 七不思議のなかでも、置いてけ堀は、近代においても比較的記憶されていた話である。その場所には横網、亀戸、浅草等諸説あり、様々に語られた。槌田満文篇『東京文学地名辞典』再版、東京堂、1991年、参照。
 - 26) 『江戸学事典』弘文堂、1984年、俵元昭筆「麻布」の項目。
 - 27) 『江戸砂子』228～231頁。
 - 28) 『遊歴雑記』江戸叢書第4巻、日本図書センター、1980年、285～286頁。
 - 29) 『東京風俗志』、178頁。
 - 30) 『東都新繁昌記』文学地誌「東京」叢書第7巻、1992年、168頁。
 - 31) 内田忠賢氏の「江戸人の不思議の場所——その人文主義地理学的考察——」(『史林』1990年11月)は、江戸後期の江戸人が、現実世界の中でいかなる空間を「不思議の場所」と感じていたかを当時の世間話を対象に分析した。それによれば、狐や狸など動物の怪が、山の手の大名屋敷の庭園で頻繁に起こっていたという。
 - 32) また同じく伯知の速記本『本所七不思議』の広告も出ている(現物は未見)ので、伯知は本所七不思議も口演していた可能性がある。